

商標	判決年月日	令和6年3月11日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和5年(行ケ)第10095号		
○ 橙色と茶色の色彩のみからなる本願商標について、本願商標の使用による自他商品役務識別力の獲得を認めることはできないとして、指定商品との関係で商標法3条1項3号該当性を認めた上で同条2項の適用を否定し、指定役務との関係で同条1項6号該当性を認めた審決の判断に誤りはないとした事例。				

(事件類型) 審決 (拒絶) 取消 (結論) 棄却

(関連条文) 商標法3条1項6号、2項

(関連する権利番号) 商願2018-133223

(審決) 不服2021-13743号

### 判 決 要 旨

1 本件は、橙色と茶色の色彩の組合せのみからなり、第3類「香水」その他の商品を指定商品とし、第35類として各指定商品に係る「小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」を指定役務とする本願商標についての拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決に対する取消訴訟である。

審決は、本願商標は指定商品との関係では商標法3条1項3号に該当するとして同条2項の適用を否定し、指定役務との関係では同条1項6号に該当すると判断した。

原告は、審決の取消事由として、本願商標は使用により自他商品役務識別力を獲得していると主張して、審決の判断は誤りである旨主張した。

2 本判決は、概要、以下の理由により、原告の請求を棄却した。

(1) 平成26年法律第36号により色彩のみからなる商標が商標法の保護対象として認められることとなった背景に、企業の多様なブランド戦略を支援しようという観点があったことを踏まえると、そのような立法趣旨が損なわれないような解釈運用が求められていると解される。

そして、本願商標は、橙色と茶色の色彩の組合せからなり、箱全体において橙色、上部周囲に茶色とする構成からなるものであり、分類としては「色彩の組合せのみからなる商標」であるが、より商標登録のハードルが高いと考えられる単一色の色彩商標と異なることはもとより、「立体的形状と色彩の結合商標」類似の要素も含まれているという特徴を有することに即応した判断が求められる。

(2) 本願商標を付した包装箱(本件包装箱)、ひいては本願商標は、原告のブランド戦略に明確に位置づけられた「エルメス」の象徴として用いられているものと認められる。そして、このような本件包装箱の使用及び宣伝広告を通じて、少なくとも、「エルメス」のような高級ファッションブランド商品の購入者やこれに関心を有する消費者の間では、本願商標を付した本件包装箱は、原告の展

開する「エルメス」ブランドに係るものであるとの認識が広く浸透しているものと認められる。

しかし、本願の指定商品及び指定役務は多岐にわたり、その中には安価な日用品として取引されることが少なくないものが含まれているから、その需要者は広く消費者一般であると解するのが相当である。

そのような一般消費者を基準に考えた場合、「エルメス」ブランド自体は広く知られているにしても、これを認識させる具体的な標章としては、著名な「HERMES」の文字商標や馬車と人を描いた図形商標である可能性もあり、これらを離れて、色彩商標である本願商標それ自体から「エルメス」ブランドを認識できるようになっているとまで、直ちに認めることはできない。

- (3) 本件各アンケート調査は、対象者がいずれも30歳～59歳に限定されている上、「世帯年収1000万円以上」又は「バッグ、アクセサリ・時計、コスメ・香水のいずれかに興味があり、これらを半年以内に購入した者」に限定されていることから、各対象者の中心は「エルメス」のような高級ファッションブランド商品の購入者やこれに関心を有すると考えられる者であって、広く一般消費者を対象としたものとはいえない。

したがって、本件各アンケート調査の結果は、需要者として想定すべき一般消費者の認識を的確に示すものということとはできない。

- (4) 以上の点を措くとしても、本願の指定商品のうち第3類の香料及び第16類の紙製箱等については、原告が商品として製造、販売している事実は認められず、これらの商品に係る第35類の小売等役務の提供をしている事実も認められない。したがって、これらの指定商品・役務について、本願商標の使用により自他商品役務の識別力を獲得したと認める余地はないことになる。
- (5) したがって、原告主張の取消事由は認められない。

以 上